

埼玉県県民生活部青少年課会計年度任用職員 募集要項

次のとおり埼玉県県民生活部青少年課に勤務する会計年度任用職員を募集します。

1 主な職務内容

(1) 「子供安全見守り講座」に関すること

県で認定したネットアドバイザーを県内小中学校等へ派遣して「子供安全見守り講座」を開催し、青少年のインターネット利用の問題点や保護者の役割等を啓発する事業です。主に以下の業務を担当します。

- ・講座実施の依頼があった際の講師選定、日程調整や資料発送等
- ・アンケートの取りまとめ及び集計依頼
- ・講師謝金の支払事務

(2) 「見えないチカラを伸ばし夢をつかむリアル体験事業」に関すること

次代を担う子供たちを対象に、県内の大学や企業等と連携してリアルな職業体験を提供することで、将来の夢の発見・実現を支援する事業です。主に以下の業務を担当します。

- ・リーフレット校正
- ・ホームページ作成

(3) 青少年育成埼玉県民会議に関すること

青少年健全育成の県民運動の推進母体となる団体に関する業務です。主に以下の業務を担当します。

- ・県民会議理事会開催補助
- ・県民会議総会準備

(4) その他上記業務に係る、財務事務（システム操作含む）や補助的業務。

2 応募資格

(1) 年齢・性別・学歴は問いません。

(2) 国籍は問いません。ただし、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。

(3) 地方公務員法第16条に規定する次の欠格条項のいずれかに該当する人は応募できません。

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

イ 埼玉県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 求める人材

- (1) 誠実で協調性があり、職務に責任感と熱意をもって取り組めること。
- (2) パソコン操作、特にWordやExcelなどの基本的操作（データ入力・集計、資料作成等）ができる人
- (3) 情報システムやデジタルツール（チャット、ファイル共有等）を使用して業務を行うことができる人
- (4) 電話での応対や関係者との連絡調整が適切にできる人

4 採用予定者数

1人

5 勤務条件

- (1) 任用期間
令和6年4月1日以降の日から令和6年4月30日まで
※任用始期は、調整の上決定します。
- (2) 勤務日数・勤務時間
・勤務日数 週3日 1週間23時間15分
・勤務時間 1日7時間45分（休憩時間を除く。）
※勤務曜日は、県の規定及び週の勤務時間の範囲で調整し、決定します。
- (3) 休日
原則として、土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12/29～1/3）
- (4) 有給休暇
年次休暇5日
その他は県の規定によります
- (5) 報酬
月額 102,000円～126,500円
※報酬は、学歴・経験を考慮の上、決定します。
- (6) 諸手当
期末手当及び勤勉手当：一般職の常勤職員の例により支給
- (7) 交通費
実費相当分を支給（県の規定による）
※通勤距離の片道が2km未満の場合等には支給されません。
※原則としてマイカーによる通勤はできません。
- (8) 社会保険
健康保険、厚生年金保険、雇用保険の加入なし。
- (9) 勤務地
埼玉県県民生活部青少年課
〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1（衛生会館3階）

(10) その他

地方公務員法の以下の規定について、遵守する義務が課せられます。違反した場合は懲戒処分、分限、失職等の対象となる可能性があります。

〔サービスの根本基準、サービスの宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治行為の制限、争議行為等の禁止〕

- ※ 「5 勤務条件」については、採用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところに変更します。
- ※ 令和6年度予算の成立状況等によっては、勤務条件が変更されたり、採用されなかったりする場合があります。

6 応募について

(1) 応募方法

応募書類を埼玉県県民生活部青少年課に直接持参するか、郵送してください。

郵送の場合は、封筒の表に「会計年度任用職員採用選考申込書在中」と朱書きしてください。(電子メール及びファックスでの応募はご遠慮ください。)

なお、応募状況により、期限より早く締め切る場合があります。

(2) 受付期間

令和6年3月11日(月)から令和6年4月8日(月)まで

※郵送の場合 4月8日(月) 17時必着

※持参の場合 受付期間中の9時から17時まで(土曜日、日曜日、祝日を除く。)

(3) 応募書類

ア 履歴書(様式第1号)

※平日の昼間に連絡がとれる電話番号を記入してください。

イ 身上書(様式第2号)

ウ 職務経歴書(様式任意、パソコン作成可)

※ ア、イは青少年課HP掲載の様式を使用してください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/a0307/boshu2024.html>

7 選考方法等について

(1) 第一次審査

提出書類による書類審査を行います。

なお、応募書類は返却しません。

(2) 第二次審査

1次審査の合格者を対象に面接を行います。

面接は、青少年課又は周辺会議室で実施する予定です。

面接日時及び場所は、1次審査の合格者に電話で連絡します。

(3) 第二次審査結果

第二次審査の対象者全員に結果を郵送します。

8 応募書類の提出及び問合せ先

埼玉県県民生活部青少年課 企画・非行防止担当 堀口
〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1 (衛生会館3階)
TEL 048-830-2905

埼玉県庁案内図



※公共交通機関をご利用下さい。(JR浦和駅西口から徒歩約10分)